

（ 一 共 第 106号・第107号 漁 場 ）
あ さ り ・ ま て が い 口 開 け に つ い て

あさり・まてがい口開けについて、下記要領により実施することに致しましたので、遵守下さるようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 採捕場所について：一共第106号漁場・第107号漁場の漁業権区域とする。
2. 口開け及び集荷について
口開けは昼潮とし、日程及び操業、集荷時間は別添口開け日程表により行う。
3. 集荷体制について
 - (1) 集荷について
採取したあさり・まてがいは、全量漁協共販するようご協力願います。
 - (2) 集荷方法について
各集荷場所に選別台を設置して、選別、計量し集荷する。
行使規則により2cm以下のものは地区別に禁漁区を設けて放流する。
 - (3) 集荷場所について（3箇所）
 - 高浜漁港クレーン前（前回同様）
 - 金浜防潮堤海側（前回同様）
 - 津軽石さけ繁殖保護組合番屋前（前回同様）
 - (4) 集荷物の販売について
販売方法は一切漁協に委託する。
 - (5) 受渡し人の名義について
必ず組合員名にて受渡しすること。
 - (6) 数量確認について
自家消費用であっても必ず選別計量後に持ち帰るようご協力願います。（後日の稚貝放流の資料とするため）
4. 採取漁具について
漁具は熊手、しゃくし、じょれんとする。
但し、じょれんについては巾30cm以内とする。
5. その他
 - (1) 行使証未購入の方は本所管理課、または津軽石支店でご購入願います。
 - (2) **行使証は必ず持参し、帽子に取り付けるなど見えやすいところに表示して下さい。**
 - (3) **口開け・口止め時間は厳守して下さい。**
 - (4) あさり・まてがい口開け日に、ほっきがいの採捕は違反となりますので、必ず再放流して下さい。
 - (5) 不明な点がありましたら本所管理課、または津軽石支店に問い合わせ願います。
 - (6) 当組合では、あさり資源の増産を目的として、種苗放流等を行って来ましたが、平成21年度より国・県・市の環境・生態系保全活動支援制度の導入により、資源の回復を計って参りますので資源保護等について、ご協力をお願い致します。
 - (7) この要領に、違反した場合には漁業権行使規程に基づき、制裁処分を科すことがありますので、ご注意下さい。